

生雲小学校いじめ防止基本方針

【目指す児童像】

心豊かでたくましく、実践力のある生雲っ子の育成

「い・命を大切にする子」

「く・工夫をする子」

「も・目標をもってがんばる子」



あかるく



いつも



さきに



伝わるように

あいさつはコミュニケーションの第1歩。顔の表情、声の大きさや声のかけ方一つで相手の心を閉ざしてしまうか、開かすのかを左右する。

児童には日々の指導を積み重ねること。授業の開始、終わりのあいさつも大事にする。給食をはじめすべての食前、食後のあいさつも形骸化しないようにする。合掌の意味を理解させる。命を頂く、尊い労働に対してなど感謝の気持ちを常に抱かせる指導を積み重ねること。

教師は児童の登校から下校まで1日の様子をきめ細かく把握するように努める。子どもの反応を鋭くキャッチできるように自分の感性、レーダーを研ぎ澄ます努力を怠らないこと。つかんだことは情報として即、全教職員に伝え共有し合う。組織として戦略を練り、必要に応じて専門家（SCなど）から助言を得るようにして解決に導く。

それぞれが毎日の役割を果たし、組織として動けば必ずいじめ防止につながることを信じること。

【PTA等との連携】

- 愛育会
- 学校運営協議会
- 地域協育ネット
- 青少年健全育成協議会
- 民生委員・児童委員

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主任、
教育相談担当、養護教諭
担任、SC（阿東中在籍）

教育委員会（指導主事等）
いじめ対策サポートチーム

【関係機関】

- 阿東幹部交番
- 児童相談所
- こども家庭課
- 要保護児童対策地域協議会
- 子どもと親のサポートセンター

【いじめの防止】

学校はいじめ防止に向けて、児童生徒が、心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

- ①生徒指導・教育相談の充実・強化
- ②児童生徒間の人間関係づくり
- ③認め合い、支え合い、学び合う取組の実施
- ④AFPYによる授業改善の推進
- ⑤家庭・地域社会との連携
- ⑥阿東中との小中連携の充実
- ⑦学校評価

【いじめの早期発見】

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①生徒指導主任を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ②生活アンケート（週1回）等のアンケートや授業評価等で児童理解を図る。
- ③日記・生活ノート等での人間関係づくりに努める。
- ④全校給食、全校朝の会等、児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察する。
- ⑤毎月の生徒指導部会で確認を含め、児童の学力、体力、心の問題などきめこまかな情報把握
- ⑥不登校傾向児童生徒早期対応カードを利用し、情報の共有を図る。

【いじめに対する措置】

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

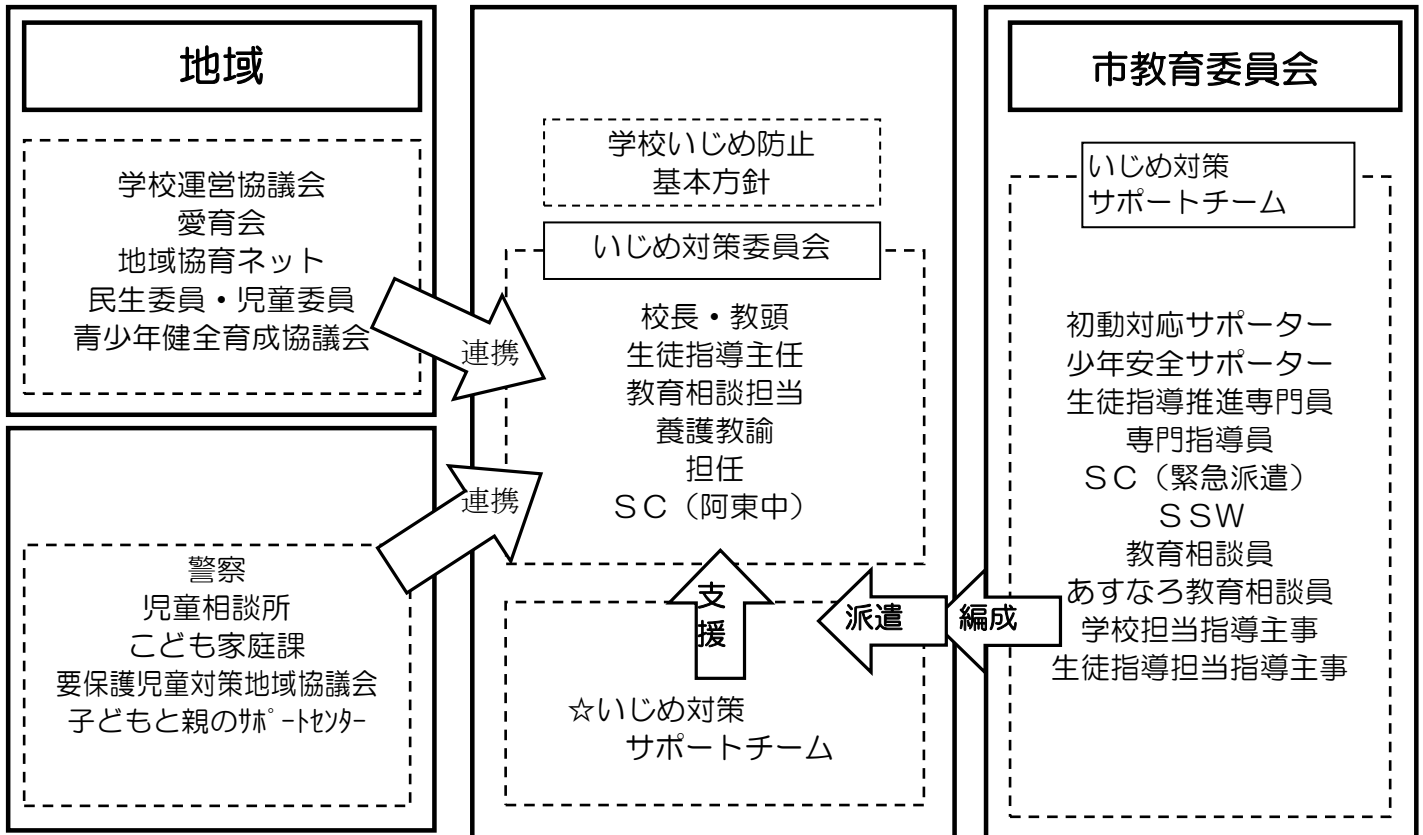
- ①第一通報者から事実確認
通報者の思いの共感的理解と事実確認
- ②報告・連絡・相談＋記録
- ③「いじめ対策委員会」の開催 → **教育委員会に報告**
情報集約、情報の共有
児童生徒・保護者への対応（被害児童生徒・加害児童生徒・傍観者等）
状況に応じて、関係機関等と連携を図る
- ④当事者・周囲からの聴取（調査）
被害児童生徒、加害児童生徒、及び周囲の児童生徒から聴取
- ⑤職員会議の開催（必要に応じて）
全教職員への周知と共通理解
今後の対応策の検討と役割分担
- ⑥児童・生徒、保護者への対応
被害児童生徒への指導・支援
共感的理解、SC等による心のケア
家庭訪問
緊急避難（相談室、欠席）
加害児童生徒への指導・支援
謝罪について
SC等による心のケア
学級（周りの児童生徒）への指導
関係機関等との連携

年間計画

4月	学校基本方針の確認 全校給食 愛育会総会での説明	<ul style="list-style-type: none"> ○週1回アンケートの実施 ○保護者にいじめ防止啓発資料配布 ○児童生徒による人権集会 ○児童生徒によるいじめ撲滅憲法作成 ○ミニ研修 下記資料を活用 生徒指導リーフ（国立教育政策研究所） 生徒指導提要（文部科学省） よりよい生徒指導（山口県教育委員会） ○日記指導による児童理解 ○AFPYのアクティビティを、集会時等を利用して行う。 ○さくら小、徳佐小など他校と交流学習を通してコミュニケーション力を培う。 ○阿東老人ホーム、生雲保育園と幅広い年齢層の人とも交流を図りコミュニケーション力を培う。 ○全校児童、全教職員による朝の会の実施で多面的な児童観察を行う。
5月	生徒指導部会（児童理解） AFPY研修	
6月	生徒指導部会（児童理解） 教育相談	
7月	生徒指導部会（児童理解） 校内研修	
8月	校内研修	
9月	生徒指導部会（児童理解）	
10月	いじめ防止・根絶強調月間 生徒指導部会（児童理解）	
11月	人権週間 生徒指導部会（児童理解） 児童虐待防止推進月間 教育相談	
12月	生徒指導部会（児童理解）	
1月	生徒指導部会（児童理解）	
2月	教育相談 生徒指導部会（児童理解）	
3月	生徒指導部会（児童理解） 6年生ありがとうの会	

いじめ対策組織

学校は、市教育委員会と連携を図り、「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら、いじめの対応に応じて「いじめ対策委員会」を機動的に運用する。



いじめ発覚時の対応

※対応の詳細は別紙『いじめ発覚時の対応』及び『重大事態発生時の対応』

- ① 第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）から事実確認
- ↓
- ② 報告・連絡・相談+記録 →→→○教育委員会に報告（電話で）
○『いじめ速報カード』にて報告
- ↓
- ③ いじめ対策委員会 以後、連携を密に対応する
- ↓ ↑
- ④ 当事者・周囲からの聴取（調査）
- ↓
- ⑤ 職員会議（必要に応じて）
- ↓
- ⑥ 児童・生徒、保護者への対応